

## 第1号議案

小売電気事業者となろうとする者の加入手続に係る様式の制定・変更について

(案)

本年8月3日から開始される小売電気事業者の登録申請において、申請者が本機関の会員でない場合にあつては、当該申請者が本機関に加入する手続をとったことを証する書類を添付することが電気事業法及び関連省令に定められている。このため、以下のとおり、加入手続様式を制定・変更する。

- (1) 「加入申込書（平成28年度からの加入の申込）」の新規制定（別紙1）
- (2) 現行「加入申込書」のタイトルを「加入申込書（平成27年度の加入の申込）」に変更（別紙2）
- (3) 現行「通知書」の通知内容に「経済産業大臣により小売電気事業者に登録された」を追加するとともに、その場合には「登録されたことを証する書類を添付すること」を注記（別紙3）

### 電気事業法

#### 第二条の二（事業の登録）

小売電気事業を営もうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならない。

#### 第二条の三（登録の申請）

前条の登録を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、第二条の五第一項各号（第四号を除く。）に該当しないことを誓約する書面、小売電気事業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

### 小売電気事業の登録の申請等に関する省令

#### 第二条（小売電気事業の登録申請）

3 法第二条の三第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

七 申請者が広域的運営推進機関の会員でない場合にあつては、当該申請者が広域的運営推進機関に加入する手続をとったことを証する書類

別紙：

別紙1：加入申込書（平成28年度からの加入の申込）

別紙2：加入申込書（平成27年度の加入の申込）

別紙3：通知書

## 加入申込書 (平成28年度からの加入の申込)

電力広域的運営推進機関  
理事長 金本良嗣 殿

名称又は氏名 (商号)	(フリガナ)				
代表者氏名	(フリガナ)				
	印				
住所	(フリガナ)				
	〒				
代表電話番号					
事業者種別	<input type="checkbox"/> 小売電気事業者 (登録申請予定)				
資本関係	親子会社やグループ会社 <sup>※1</sup> が電気事業者 <sup>※2</sup> に該当する場合は事業者名を記入ください。				
担当者の 所属・役職・ 氏名・連絡先	①	所属・役職			
		フリガナ		電子メールアドレス	
		氏名		電話番号	
		氏名		電話番号	
	②	所属・役職			
		フリガナ		電子メールアドレス	
		氏名		電話番号	
		氏名		電話番号	

※1 議決権の保有又は被保有比率50%超の会社のみを指します。

※2 現行電気事業法で定める一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者。

- ・電気事業者になる場合には、電気事業法に基づき広域的運営推進機関（広域機関）に会員として加入しなければならないこととされています。
- ・会員は、広域機関の定款及び業務規程に基づき、会費の支払い、書類の提出その他必要な責務を果たしていただくこととなります。

## 加入申込書 (平成27年度の加入の申込)

電力広域的運営推進機関  
理事長 金本良嗣 殿

名称又は氏名 (商号)	(フリガナ)				
代表者氏名	(フリガナ)				
	印				
住所	(フリガナ)				
	〒				
代表電話番号					
事業者種別	<input type="checkbox"/> 一般電気事業者 <input type="checkbox"/> 卸電気事業者 <input type="checkbox"/> 特定電気事業者 <input type="checkbox"/> 特定規模電気事業者				
資本関係	親子会社やグループ会社 <sup>※1</sup> が電気事業者 <sup>※2</sup> に該当する場合は事業者名を記入 ください。				
担当者 の 所属・役職・ 氏名・連絡先	①	所属・役職			
		フリガナ		電子メールアドレス	
		氏名		電話番号	
		氏名		電話番号	
	②	所属・役職			
		フリガナ		電子メールアドレス	
		氏名		電話番号	
		氏名		電話番号	

※1 議決権の保有又は被保有比率50%超の会社のみを指します。

※2 電気事業法で定める一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者をいいます。

- ・電気事業者になる場合には、電気事業法に基づき広域的運営推進機関（広域機関）に会員として加入しなければならないこととされています。
- ・会員は、広域機関の定款及び業務規程に基づき、会費の支払い、書類の提出その他必要な責務を果たしていただくこととなります。

## 通知書

電力広域的運営推進機関  
理事長 金本良嗣 殿

所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_ 印

以下について通知いたします。

<p><b>【通知内容】</b> (項目に○を付け、当該通知内容の発生した年月日を記入ください)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 経済産業大臣による電気事業の許可を受けた</li><li>2. 経済産業大臣への電気事業の届出を受理された</li><li>3. 電気事業の全部を譲り受けた</li><li>4. 電気事業者たる法人の合併や分割により当該電気事業のすべてを譲り受けた</li><li>5. 電気事業者の地位を相続により承継した</li><li>6. 経済産業大臣により小売電気事業者に登録された</li></ol>
上記通知内容の発生した年月日

※3～5については、「加入申込書」、「変更届出書」等もご提出いただく場合がございます。

2、6については、届出が受理または登録されたことを証する書類の写しを添付して下さい。